

総務経済委員会審査報告書

公の施設に係る指定管理者の指定
について

令和2年度第4回定例会において、「公の施設に係る指定管理者の指定について」が総務経済委員会に付託され、審査の結果次のとおり委員長から報告がありました。

議案第92号

「公の施設に係る指定管理者の指定について」は、原案可決すべきもの。

これに対し、総務経済委員の渡邊定之議員から少数意見報告書が提出されました。その要旨は次のとおりです。

本議案は、隈設計事務所が設計した「憩の家かや沼」の改修後の姿で指定管理者（経営者）を公募している。しかし、改修に係る9億円から10億円にもなるという予算も含めてまだ提案もされていません。むしろ、議会ですら再三質問していた住民への説

明や合意のないまま計画が進められている。原案に賛成した場合、その改修計画を肯定することになるため原案に反対する。

採決の前に、3人の議員から次のような討論がありました。

議案第92号

公の施設に係る指定管理者の指定
について

反対討論

鈴木 裕美 議員

議案第92号「公の施設に係る指定管理者の指定について」に反対の立場で討論します。

私は、この議案で指定管理を受けようとする永寿優企画の構成員に対しては、反対するものではありません。むしろ、よく応募してくれたと思っております。町民の間でも、地元業者で良かった、経営がうまくいけばいいと期待と不安の声が上がっています。

しかし、私が反対するのは、町の姿勢に問題があるからです。一昨年の9月、昨年の3月の一般

質問で町と指定管理を受ける業者で同じ考えを持って改修にあたるようにと質してきておりました。その時の答弁では、物が決まっていらないのに指定管理の指定はできないとのことでした。であれば、まだ物も決まらずでなく、実施設計も示されておりません。なぜ、先に第92号の議案を提出したのですか。答弁との食い違いは納得がいきません。

また、永寿優企画は、一つの団体であって、定款もありません。会社を設立してから、もう一度議会に提案すると言われていますが、会社を設立してから提案しても遅くはなかったのではないのでしょうか。

更に、世の中コロナ禍で終息の見通しも立っていません。応募が団体だけで、地元以外の応募がなかったのは、コロナ禍の状況をみているからではないのでしょうか。ここに来て、何故提案を急ぐのか理解できません。

民間は、経営が厳しく、赤字が続くと引くのが当たり前、年度ごとの協議事項が合意に至らず、引き受け手がなくなる可能性があるのではないか。その場合、どう対応するのですか。ピルカトーロの二の舞になるのではと危惧をします。

町民は、立派な建物は望んでいませんし、将来の財政状況に不安があるので、私は、実施設計3000万円に反対をいたしました。

以上のことから、議案第92号に反対するものです。

賛成討論

熊谷 善行 議員

私は、議案第92号に賛成の立場から討論致します。

今回の一連の事業については、昨年議会でもいろいろ協議されてきました。その結果として今回提出された指定管理者の指定でございますが、それについては、先ほどありましたが、グループという言い方をしておりますが、その委員会の中でもですね、きちんと法人化をしてより責任を明確にして運営にあたっていきたいという表れだと私は考えております。

今後ますます多くの方がそれらに参画して進んでいただけたらと思っておりますので、私はそれに賛成の立場で討論いたします。

反対討論

深見 迪 議員

私は、多くの町民のみなさんが望んでいる形での「憩の家かや沼」の「口も早い再開を願いつつも、今回の提案がその希望に添っていないのではないか」という立場で、議案第92号「公の施設に係る指定管理者の指定について」に反対の討論を行います。以下反対の理由を述べます。

第1に、指定管理者を現状のまま決めるということは、その延長線上に隈健吾氏設計の巨額の費用を投じる「憩の家かや沼」施設の建設があることです。私は、今後の様々な福祉事業計画の中で、まだ町民のためすべきことが山積している町財政の状況から、再建費用、改修事業は最低限にとどめるべきと考えます。

第2に「憩の家かや沼」施設及び管理に関する条例第一条の目的には、「町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域観光の振興に資するため」と決められております。それならば、破産から再建に至るまでの過程で、町民の意見を聞く、アンケートを取るな

どは最低の条件ではないでしょうか。議会でも再三それを求めましたが、残念ながら町長はその意思はないことを表明されました。町民の要望、意見を聞くことなく町長の「体感」でこの一大事業を進めることは、町民の希望に添った内容にはならないのではないかと危惧するものであります。

第3に、指定管理者の選定にあたっては、複数の者に「憩の家」の経営計画や企画を提案してもらい、その中から優れた提案を採用するというプロポーザル方式で行い

ましたが、応募は二団体のみでした。町民の要望や意見を集約していないため、提案内容に町民の要望、意見をどれだけ反映されているか極めて疑問です。審査会でのようなり取りがあつたのかも不透明のままです。経営にあたっては指定管理者の努力もさることながら、これまで同様「憩の家」に対する圧倒的な町民の後押しが必要ではないでしょうか。

第4に私がこだわるのは、「憩の家」再生計画の随所に、町長が否定してきた外国人旅行者のいわゆる「インバウンド拡大」の計画が記述されていることです。インバウンドをすべて否定するものではありません

んが、これからの時代に果たしてここにこれほどの比重をかけてよいのか疑問であり、心配です。

第5に、町からの指定管理料は令和5年度1、600万円、6年度1、000万円、7年度400万円となっており、4年目以降は赤字との説明を受けております。もし、予定通り経営がいかなくなつたらどうなるのか、町の支出は増えるのかという点も明らかにはなっておりません。

以上の理由で議案92号に反対いたします。



閉鎖中の憩の家かや沼